

選 挙 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人山形県看護協会（以下「本会」という。）の定款細則第20条の規定に基づき、理事・監事及び推薦委員並びに公益社団法人日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員（以下「役員等」という。）の選挙を公正に行うために必要な事項を定める。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は、看護職の倫理を尊重し、看護職の名誉と品位を保持して、この規則を誠実に遵守し、厳正に施行されなければならない。

(選挙期日)

第3条 役員等の選挙は、総会において行う。

(選挙権者)

第4条 選挙権者は、選挙の行われる総会に出席し、並びに書面又は電磁的方法による委任状により意思表示のある正会員とする。

(被選挙権者)

第5条 被選挙権者は、次の者とする。

- (1) 立候補した者
- (2) 推薦委員会から候補者として推薦を受けた者

(選挙事務の管理)

第6条 この規則における役員等の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙の執行は総会議長の指揮下に入る。

(出席会員数の確認)

第7条 総会議長は、選挙開始の宣言に先立ち、出席正会員数を確認しなければならない。確認後、出席正会員の入室・退室は禁止する。ただし、申し出により退席する場合はこの限りでない。

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員の選出)

第 8 条 選挙管理委員会の委員（以下「選挙管理委員」という。）は、次期正会員のうちから、次年度の委員を理事会が推薦し、総会議長が指名する。ただし、議長及び理事を兼ねることはできない。

(選挙管理委員の任期)

第 9 条 選挙管理委員の任期は、選出された総会終結の翌日から次年度総会終結の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず選挙管理委員の任期が満了しても、第 21 条に基づく異議の申出に対する対応が完了するまでは、選挙管理委員は、引き続きその職務をおこなわなければならない。

(選挙管理委員会の組織)

第 10 条 選挙管理委員会は選挙管理委員 5 名をもって組織する。

2 選挙管理委員会に選挙管理委員長（以下「委員長」という。）を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって決する。

(選挙管理委員会の任務)

第 11 条 選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

2 選挙管理委員会は次の事務を行うものとする。

- (1) 選挙に関する公示
- (2) 立候補又は候補者辞退の届出の受理
- (3) 推薦委員会から推薦候補者名簿の受理
- (4) 立候補者及び推薦候補者の公示
- (5) 選挙活動の監督
- (6) 挙手並びに投票及び開票の管理
- (7) 当選者の確定
- (8) 当選者の総会議長への報告
- (9) その他選挙事務の管理に必要と認めた事項

(選挙の公示)

第 12 条 選挙管理委員会は、選挙の期日の 5 カ月前までに、次の事項を正会員に広報紙「山形いぶき」及び本会のホームページにて公示する。ただ

し、役員等の辞任その他緊急やむを得ない事由のあるときは、役員等への立候補の届出締切日の2週間前までに追加の役員等の公示を行うことができる。

(1) 選挙する役職名及び定数

(2) 選挙期日及び場所

(3) 立候補の届出期間

(ただし、届出締切日は総会開催の2カ月前までとする。)

(4) その他必要と認めた事項

(立候補等の禁止)

第13条 選挙管理委員は、役員等の候補者となり、又はその選挙運動に関与することができない。

第3章 候補者

(立候補の届出)

第14条 役員等に立候補しようとする者は、第12条により公示された届出期間内に立候補届出書；別添様式(1)及び立候補者推薦届；別添様式(2)を選挙管理委員長に提出しなければならない。

2 自薦の場合は、立候補届出書；別紙様式(1)及び3名以上の立候補者推薦届；別添様式(2)を選挙管理委員長に提出する。

3 他選の場合は、立候補届出書；別紙様式(1)及び3名以上の立候補者推薦届；別添様式(2)を選挙管理委員長に提出する。

(立候補の辞退)

第15条 立候補者が、その立候補を辞退しようとするときは、第12条により告示された届出期間内に別添様式(3)を選挙管理委員長に届け出なければならない。

(候補者の公示)

第16条 選挙管理委員会は、総会開催日の2週間前(当日が本会の定める休業日であるときは、その翌営業日)に、広報紙「山形いぶき」及び本会のホームページにおいて候補者を会員に公示しなければならない。

第4章 選挙運動

(選挙演説放送)

第17条 選挙管理委員会は、本会のホームページを利用して、すべての候補

者の抱負、所見その他の演説を放送することができる。ただし、放送する場合、すべての候補者を対象とする。

- 2 前項の放送時間は候補者1名につき3分以内とし、選挙管理委員会は、録音した内容をそのまま放送しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、すべての候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数を与える等同等の利便を提供しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、すべての候補者の抱負、所見その他を放送する場合は、前3項のホームページの開設及び管理を行う。

(選挙公報)

第18条 選挙管理委員会は、第16条の候補者の公示とは別に選挙公報を発行し、総会の14日前までにすべての会員に発送する。ただし、選挙公報の発行は、第16条候補者の公示と兼ねることができる。

- 2 選挙公報をあらたに発行する場合には、候補者の氏名、年齢、勤務先、本会活動歴及び立候補者か推薦委員会の推薦候補者かについて記載するほか、候補者が選挙管理委員会の定めるところにより提出した掲載文及び肖像写真を掲載することができる。
- 3 前項の掲載文は1,200字以内とし、選挙管理委員会は原文のまま掲載しなければならない。ただし、掲載文の字数が1,200字を超えるときは、超える部分は掲載しない。
- 4 選挙公報の内容は、第16条に定める広報紙「山形いぶき」にも掲載する。この場合の掲載文は200字以内とし、候補者は広報紙に掲載する掲載文を別途選挙管理委員会に提出する。
- 5 選挙管理委員会は、選挙公報の発行にあたり、その内容を本会のホームページに掲載することができる。

(選挙運動の期間)

第19条 選挙運動の期間は、第16条に定める候補者の公示の日から総会の前日までとする。

(禁止事項)

第20条 候補者及びその他の会員は、選挙運動として次の行為をし又は会員以外のものにこれをさせてはならない。

- (1) 第19条に定める期間外に選挙運動をすること。
- (2) 第17条に規定するもののほか、ホームページ又は電子メールその他インターネットを利用した選挙運動をすること。

- (3) 第18条に規定するもののほか、はがき、ポスターその他の文書による選挙運動をすること。
 - (4) 会員の自宅又は勤務先を個別訪問すること。
 - (5) 新聞、雑誌その他の出版物に候補者に関する記事又は広告を掲載すること。
 - (6) 利益を享受すること又はその約束をすること。
 - (7) 供応をすること又はこれを受けること。
 - (8) 電話又は電報により投票を依頼すること。
 - (9) 投票のため乗物を提供すること。
 - (10) 候補者を誹謗し、その他不正な手段で他人の当選を妨げること。
 - (11) 本会以外の場所において選挙運動としての講演会等を行うこと。
- 2 選挙管理委員会は、前項の行為が行われたと判断した場合には、当該事実の公表及び当該行為の中止勧告等を行うものとする。

(選挙に関する異議の申出)

第21条 当選の効力に関し不服のある候補者若しくは選挙の効力に関し、不服のある候補者又は会員は、当選者の決定の日から10日以内に、文書をもって選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

(当選又は選挙無効の決定)

第22条 当選の効力に関し意義の申出があった場合において、当選の結果に異動を及ぼす場合に限り、選挙管理委員会は、当選に関する決定を変更しなければならない。

2 選挙の効力に関し異議の申出があった場合において、選挙に関する規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙の全部または一部の無効を決定しなければならない。

*注釈；異動とは、物事に、前の状態と違った動きが起こること。

第5章 挙手及び投票

(選挙の方法)

第23条 選挙は、総会会場に出席の会員の挙手並びに書面及び電磁的方法による委任状にて意志表示のあるものをもって行う。

2 上記の他に投票用紙による投票の方法をもって行うことができる。尚、投票用紙による投票方法は、公益社団法人日本看護協会 選挙及び選挙管理委員会に関する規則 第5章 投票及び開票 第25条から第31条に

準じる。

(挙手による方法)

第24条 総会出席の会員1名が1票とし、他に書面及び電磁的方法による委任状にて意志表示のあるものの票数とする。

- 2 選挙管理委員会は、選挙に入る前に、出席会員数並びに書面及び電磁的方法による委任状数の確認をする。
- 3 正確さを確保するため、議長は会場を閉鎖し出席会員の出入りを禁止する。

(挙手採決)

第25条 総会出席の会員の信任・不信任を挙手による方法で採決する。

- 2 挙手は、候補者1名ずつ信任又は不信任の挙手で採決する。
- 3 総会出席者の大多数が信任の場合は、不信任の挙手者の数を正確に数え、かつ不信任者の中に委任を受けている数の確認も正確に行う。

(同数の場合の決定方法)

第26条 同数の場合、当選者を決定する場合は、総会議長に委ねる。尚、総会議長が抽選で決することもできる。

(当選者の報告)

第27条 総会議長は委員長から結果の報告を受けたときは、当選者を速やかに会長及び議場における会員に報告しなければならない。

(当選者の公示)

第28条 選挙管理委員会は当選者について、速やかにホームページ又は後日発行の広報紙「山形いぶき」などにて会員に公示しなければならない。

(選挙経過の記録)

第29条 委員長は、選挙の経過を記録した選挙録を作成し、総会議長に提出する。なお、選挙録には、選挙管理委員全員、総会議長及び委員長が指名した総会に出席した会員2名が署名捺印しなければならない。

第6章 雑則

(規則の変更)

第30条 この規則における変更は、理事会の決議によりおこなわなければならない。

らない。

附 則

1. この規則は、公益社団法人山形県看護協会の設立の登記の日から施行する。
(従って、この選挙規則は平成25年4月1日より施行となる。)
2. この規則は、平成26年3月18日の理事会にて一部改正し施行する。

